

○益田市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日

益田市条例第33号

改正 平成29年3月28日条例第3号

令和3年8月30日条例第21号

令和6年3月22日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用)

第4条 法第9条第2項の規定により条例で定める個人番号を利用する事務は、別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は益田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。た

だし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第3欄に掲げる機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和3年8月30日条例第21号）抄

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第4号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う外国人に係る生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	益田市乳幼児等医療費助成条例（昭和48年益田市条例第27号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	益田市児童医療費助成条例（平成26年益田市条例第11号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	益田市福祉医療費助成条例（昭和48年益田市条例第11号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて行う外国人に係る生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療の給付に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は療育手帳制度要綱（療育手帳制度について（昭和48年発児第156号厚生事務次官通知））による療育手帳に関する情報（以下「障害手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		益田市乳幼児等医療費助成条例による医療費助成に関する情報（以下「乳幼児等医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		益田市児童医療費助成条例による医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの

		益田市福祉医療費助成条例による医療費助成に関する情報（以下「福祉医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	益田市乳幼児等医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	益田市児童医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 乳幼児等医療関係情報であって規則で定めるもの 福祉医療関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	益田市福祉医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 障害手帳関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）による福祉の措置の実施又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による就学援助に関する事務であって教育委員会の規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害手帳関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

委員会	法律第 5 6 号) による医療費の援助に関する事務であって教育委員会の規則で定めるもの	則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの